

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン中！

美浦村内で下記の事例が多くなっています。

◎「保険金が使える」という住宅修理サービスでのトラブルにご注意！

業者がきてもすぐに修理サービス等の契約はせずに、まずは、ご加入先の損保会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルになった場合には、国民生活消費センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

◎こんなハガキがきたらサギ！

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などの見出しで、料金を支払わなければ裁判をおこすといった内容のハガキが出回っております。これは詐欺のハガキです。絶対にハガキの電話番号に電話をかけるしないでください。だまされたふり作戦にご協力いただける方は警察署までご連絡ください。

◆稲敷警察署 ☎029-893-0110

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪徳商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？そんな時は一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



▲消費者ホットライン188イメージ
キャラクター『イヤヤン』

一人で悩まず、まずは相談！

大切なのは、すぐに相談することです。困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン『いやや』(局番なしの188)」までお電話を！

『泣き寝入りは超いやや(188)!』で覚えてね！

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】9月20日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎1 8 8 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379